



十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式によ  
算出した金額を第十八号に規  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十七年九月二十日を支払  
とし、次の算式により支払  
金額を支払う。ただし、支払  
金の銀行休業日に当たるとき  
が、銀行休業日に当たるとき  
その翌営業日に支払う。以下  
次号及び第十五号において規  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年三月二十日及び九月二十  
を、支払期とし、各支払期に  
て、その日以前六箇月に属す  
利子を支払う。

十五

償還  
償還  
金額

平成二十七年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支

日本銀行

十七

払込  
期日

平成十七年五月二十五日

十八